



多久市では、ゴルフ場利用税交付金を活用して体育協会に加盟する各種目団体のスポーツ振興・競技力向上のための事業を支援する補助事業を行っています。令和5年度の補助事業は以下のとおりです。

■令和5年度内訳

- ・ゴルフ協会：150万円
- ・市民ゴルフ大会参加者負担金への補助
- ・レディースおよびジュニア教室への補助
- ・有名ゴルフ選手によるゴルフ教室の開催
- ・サッカー協会：50万円
- ・サガン鳥栖サッカー教室



▲ゴルフ教室



▲サガン鳥栖サッカー教室

令和5年度ゴルフ場利用税交付金活用事業のお知らせ

問 教育振興課 文化スポーツ係

☎0952-7518022



- 交付できる証明書の種類
 - ・ 戸籍全部事項証明書（謄本）
 - ・ 除籍全部事項証明書
 - ・ 改製原戸籍謄本
 - ・ 除籍謄本
 - 請求できる範囲
 - ・ 本人、配偶者
- ① 本籍地が遠くにある人でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で請求できます。
② ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村窓口でまとめて請求できます。

■ 広域交付対象外の証明書

- ・ 父母、祖父母など（直系尊属）
 - ・ 子、孫など（直系卑属）
 - ※きょうだい、配偶者の婚姻前の戸籍（除籍）証明書などは請求できません
- 注意事項
- ・ 郵送請求や委任状による代理請求はできません。戸籍謄本などを請求できる人が直接窓口で請求してください。
 - ・ 窓口に来た人の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要です。

戸籍証明書などの交付が本籍地以外でも可能になります

問 市民生活課 窓口係

☎0952-7516116



3月1日から戸籍証明書などの広域交付が始まります。本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書などの請求が可能になるため、相続などの手続きの負担が軽減されます。

《メリット》

- ① 本籍地が遠くにある人でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で請求できます。
- ② ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村窓口でまとめて請求できます。

3月末・4月初めは土曜・日曜も開庁します！ ～転入転出などの届けができます～



問 市民生活課 窓口係 ☎0952-75-6116

平日に転入などの手続きができない人のために、3月末・4月初めの土曜・日曜は、転入・転出・転居の手続きを受け付けます。住所を異動する場合は必ず届出をしてください。

なお、多久市に転入する場合は、前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要です。

※マイナンバーカードを利用して転出地の市区町村窓口またはマイナポータルからオンラインで転出届をした場合は「転出証明書」は発行されません。

また、転入・転居の手続きの際にマイナンバーカードの継続利用の手続きなどが必要ですので、カードと暗証番号を持参してください

■開庁日時 3月30日(土)、31日(日)、4月6日(土)、7日(日)
※9時～12時

■取扱業務

- 転入・転出・転居手続き

- 国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続き
- マイナンバーカードの受け取り（事前予約が必要です）

■注意事項

- 必ず顔写真付きの本人確認書類（免許証など）を持参してください
- 本人および世帯主以外の方が手続きに来られる場合は「委任状」が必要な場合があります

■オンラインで転出届ができます

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインで転出の手続きができます。

オンラインで転出の手続きをしたあとは、転入先の市区町村窓口で転入の手続きをしてください（転出情報の反映に一定時間かかりますので、時間に余裕を持って手続きをしてください）。

※転出に伴う手続きで、後日多久市役所への来庁が必要な場合があります